

「第3次東浦町の環境を守る基本計画（令和3年度～令和12年度）」（案）

1 趣旨

近年、温室効果ガスの増加による地球温暖化や愛知県で開催された COP10 を契機とした生物多様性の保全に向けた取り組みや、新たな環境問題として海洋プラスチックごみ問題など、環境問題は多岐にわたり、東浦町においても地域の環境問題としてだけでなく、地球環境へどのように貢献していくかが課題となっています。

また、令和12年の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、地球規模での持続的な発展を目指す一方で、誰ひとり取り残さないという理念のもとで、官民一体となったアクションが求められています。

東浦町の環境を守る基本計画（第2次）は、令和2年度に計画期間が満了となることに伴い、このような問題や課題に向き合い、これまでの東浦町で取り組んできた環境行動を見直し、環境を守るために多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、今後10年間の方向性を定めるため、「第3次東浦町の環境を守る基本計画（令和3年度～令和12年度）」を策定するものです。

2 目的

「第3次東浦町の環境を守る基本計画（令和3年度～令和12年度）」は、国や愛知県の環境に関する各種計画・指針を踏まえるとともに、今後10年間の将来像や東浦町として果たすべき役割を施策として定めることにより、住民や事業者、行政の協働による環境行動を計画的に推進することを目的とします。

3 背景

東浦町では、平成9年3月に「東浦町の環境を守る基本条例」を制定し、条例の基本理念を実現するため、平成12年3月に「東浦町の環境を守る基本計画」（第1次）を策定しました。

平成23年4月に、「東浦町の環境を守る基本計画（平成23年度～平成32年度）」（第2次）を策定し、中間年度にあたる平成27年度には、これまでの本町で取り組んできた環境施策を検証し、環境における社会動向などを踏まえ、「中間見直し版」を策定して後半の5年間の計画の修正を行いました。

4 実施機関の考え方

第3次東浦町の環境を守る基本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」（平成9年3月21日条例第15号）の基本理念を実現するために策定される計画で、東浦町の最上位計画に位置づけられる「第6次東浦町総合計画」と整合を図りながら東浦町の環境に関する個別計画になります。

また、国や愛知県の環境に関する各計画・指針を踏まえ、東浦町として果たすべき役割を施策等として位置づけ、推進します。なお、SDGsの考え方については、各施策に該当する目標を関連づけます。